

2014年9月4日

消費者庁 御中

適格消費者団体（略称KC's）
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】

〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目
1番1号天満橋千代田ビル

TEL 06-6945-0729 FAX 06-6945-0730

メールアドレス info@kc-s.or.jp

ホームページ <http://www.kc-s.or.jp/>

景品表示法等の改正法律案概要に対する意見

当法人は、消費者庁がこの度公表した「不当景品類及び不当表示防止法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案（仮称）の概要」（以下「法律案概要」という。）に関して、概要以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 景品表示法を改正し、違反事案に対する課徴金制度の新たな導入は是非とも必要である。
- 2 しかし、「100分の3」という課徴金率の水準は、不当表示の抑止のために十分な水準とは言えず、抑止が可能となる率に高めるべきである。また、今後の課徴金による規制の実効性が不十分とみられる場合には、機動的に課徴金率の引き上げが検討されるべきである。
- 3 上記課徴金等制度導入において、課徴金納付に代えて自主返金または国民生活センターへの寄附を行うことにより、消費者被害回復の支援を図る制度を導入することに賛成する。ただし、寄附金の用途は、景品表示法上の不当表示による被害に限らず、他の法規による表示一般に関する消費者被害の回復や消費者契約法等の規制する不当な契約問題による消費者被害の回復などにも利用可能な制度とすべきである。

第2 意見の理由

- 1 2013年10月以降、ホテル、レストラン等において多くの食品・メニューに係る不正表示問題が明らかとなった。また、最近も大手肉料理店の不正表示が新たに発生した。これらは、消費者の信頼を根底から揺るがす重大な問題であり、その防止のためには、課徴金制度が直ちに導入されなければ

ならない。

- 2 課徴金率を不当表示の対象商品の売上の「100分の3」としているが、不当表示を抑止するためには、少なくとも、違法事業者の利益を明確に上回る水準でなければならない。違法事業者の不当表示による利益は一般の者より高い利益率であると考え得るところ、「100分の3」ではいかにも低く、抑止の効果を発揮するには十分な水準であるとはいいがたい。さらに高い課徴金率とするよう検討すべきである。また、導入後も課徴金制度による不当表示規制の実効性が不十分と認められる場合には、速やかに課徴金率の引き上げが検討されるべきである。
- 3 景品表示法は消費者庁の所管とされ、その立法趣旨も、公正競争環境の確保だけでなく、消費者の権利確保やその保護などがあると考えられる。景品表示法に課徴金等制度を設けるに当たっては、課徴金が消費者被害の回復のためや、消費者利益の確保に活用される仕組みを導入すべきである。

今回の提案で、課徴金納付に代えて自主返金または国民生活センターへの寄附を行うことにより、消費者被害回復の支援を図る制度を導入することに賛成する。ただし、寄附金の使途は、景品表示法上の不当表示による被害に限らず、他の法規による表示一般に関する消費者被害の回復や消費者契約法等の規制する不当な契約問題による消費者被害の回復などに活用される枠組みが検討される制度にすべきである。

以上